

下仁田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

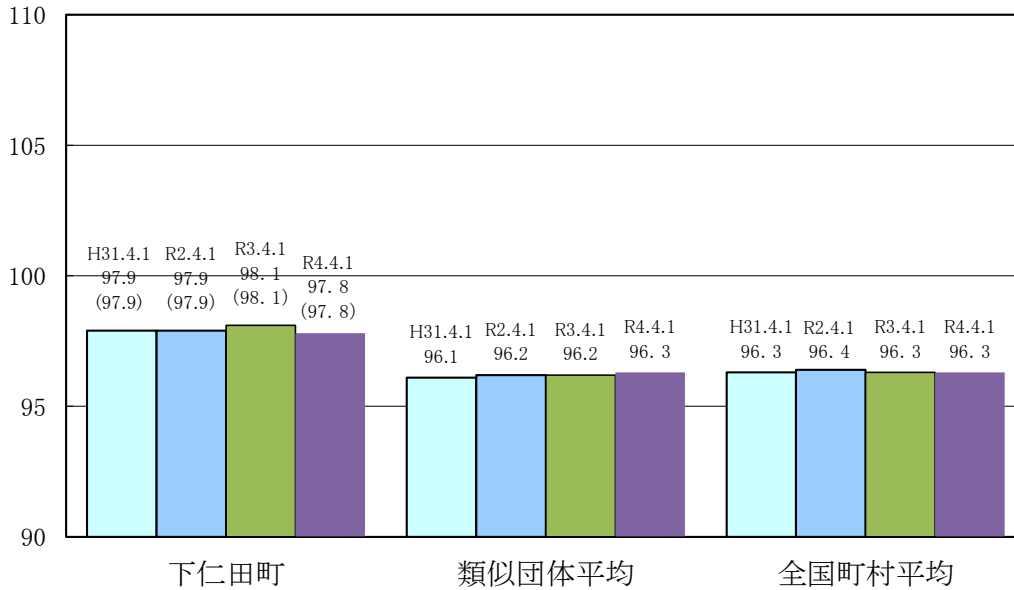
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
令和3年度	人 6,782	千円 5,723,961	千円 102,206	千円 906,508	% 15.8	% 13.6

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 97	千円 379,654	千円 52,063	千円 154,443	千円 586,160	千円 6,043	千円 5,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

*人事委員会を設置していないため不記載

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

俸給表の水準の1.8%の引き下げ

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

実施期間：平成28年4月1日
 平均引き下げ率：△1.8%
 経過措置：平成30年3月31日(2年)

②地域手当の見直し

*地域手当の対象外

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下仁田町	42.5 歳	321,400 円	373,068 円	347,992 円
群馬県	43.1 歳	330,200 円	408,999 円	361,845 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	40.8 歳	299,130 円	348,372 円	323,527 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
下仁田町	53.1 歳	2 人	343,400 円	378,700 円	374,150 円	—	—	—	—
うち用務員	53.1 歳	2 人	343,400 円	378,700 円	374,150 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.60
うち調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
群馬県	55.0 歳	64 人	352,600 円	381,453 円	371,755 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	4 人	286,113 円	307,440 円	297,908 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下仁田町	—	—	—
うち用務員	6,245,389 円	3,187,900 円	1.96
うち調理員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和元年～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		下仁田町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,100 円	149,500 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

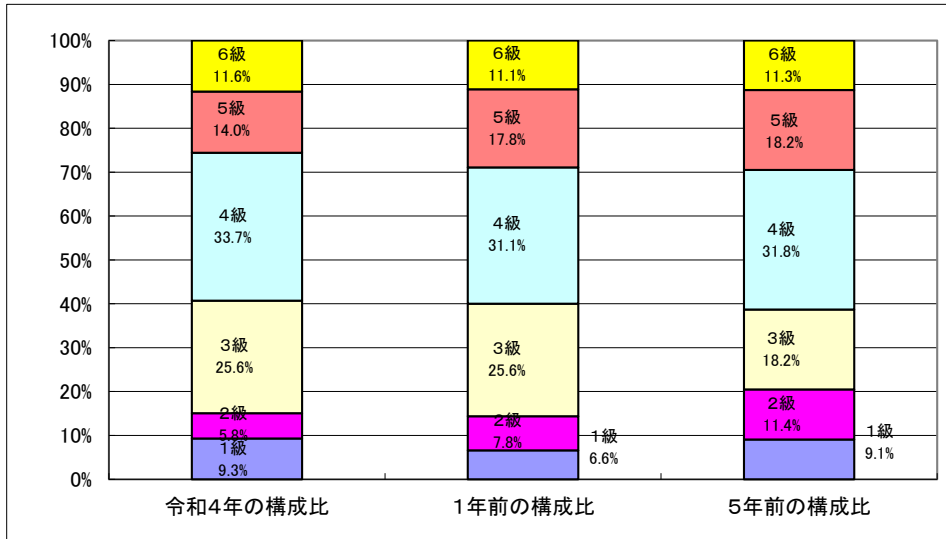
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	248,800 円	311,700 円	359,800 円	384,000 円
	高 校 卒	193,900 円	— 円	331,100 円	363,900 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	343,700 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

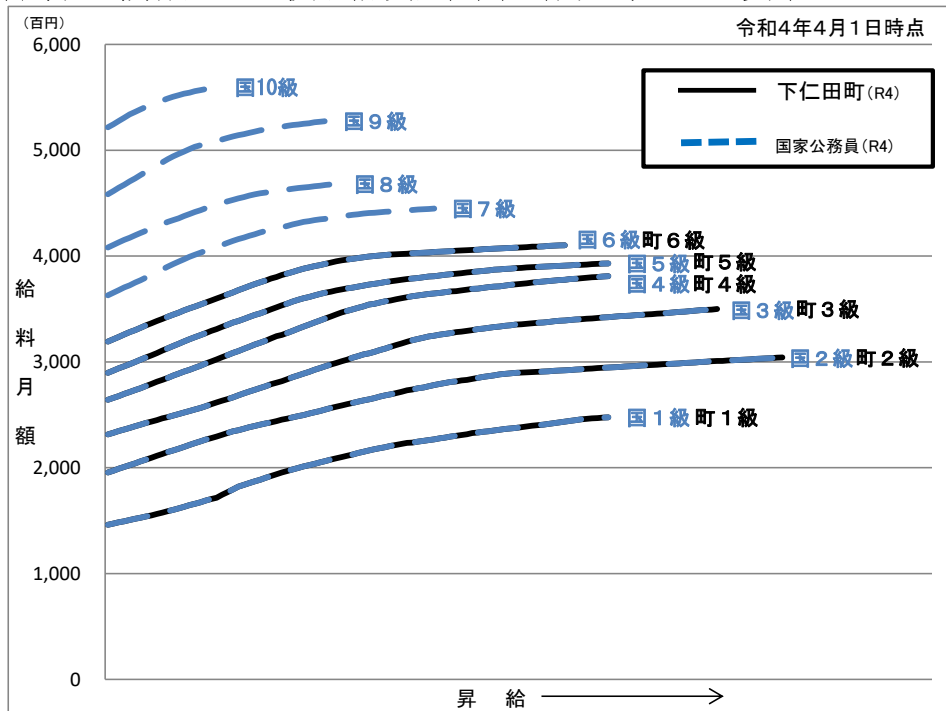
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9 人	11.7 %	146,100 円	247,600 円
2級	主任	6 人	7.8 %	195,500 円	304,200 円
3級	主幹	19 人	24.7 %	231,500 円	350,000 円
4級	係長・係長代理	24 人	31.2 %	264,200 円	381,000 円
5級	課長補佐	9 人	11.7 %	289,700 円	393,000 円
6級	課長	10 人	12.9 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 下仁田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（下仁田町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）	○	○
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下仁田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,531 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,589 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.09)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.09)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.09)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%、管理監督者加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%、管理監督者加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※国に準じて町は、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（下仁田町）

令和4年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）	○	○
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

下仁田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)	無し		定年早期退職特例加算(2%~45%)		
1人当たり平均支給額	17,971 千円	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市	3.0 %	0 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)			0.0 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業	一般職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者を救護し若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事した場合	0千円	1件当たり1,000円以内
行旅病人・行旅死亡人の取扱業務	一般職員	行旅病人・行旅死亡人の収容作業に従事した場合	0千円	1件当たり1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	10,410 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	119 千円
支給実績(令和2年度決算)	7,547 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	88 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円子10,000円父母等6,500円・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子5,000円加算	同	-	11,979 千円	266,200 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額により最高28,000円	同	-	4,989 千円	262,578 円
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円交通用具使用者は通勤距離に応じて2,000円～31,600円	同	-	7,475 千円	90,060 円
管理職手当	課長51,800円所長38,100円課長補佐37,100円	異		13,973 千円	499,335 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市区町村長	582,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 264,000 円	
	副市町村長	495,000 円	676,000 円 / 360,000 円	
報酬	議長	199,000 円	676,000 円 / 360,000 円	
	副議長	199,000 円	316,000 円 / 168,000 円	
	議員	199,000 円	301,000 円 / 150,000 円	
期末手当	市区町村長	(令和4年度支給割合)		
	副市町村長	4.40	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)		
	副市町村長	582千円×4年×520/100	12,105千円	(1期の手当額) (支給時期) 退職時
	副市町村長	495千円×4年×300/100	5,940千円	退職時
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

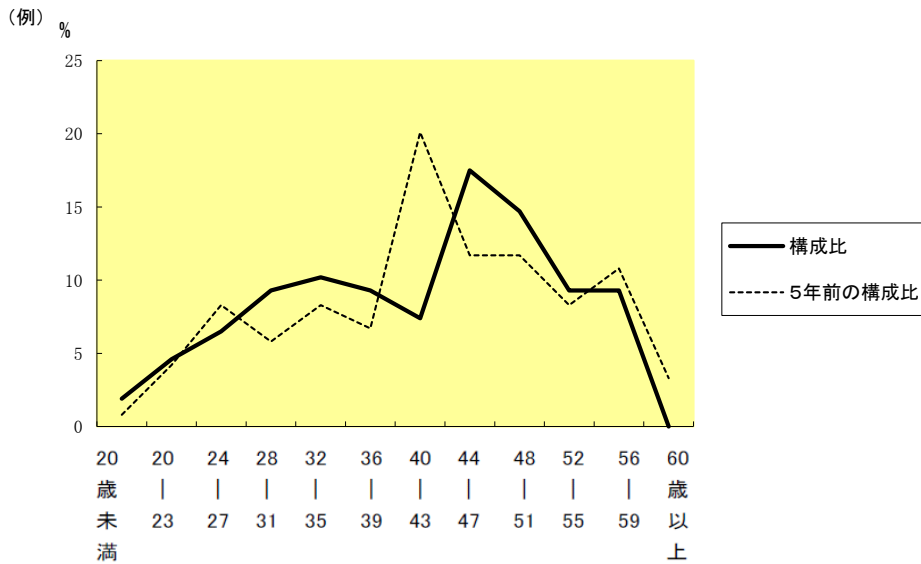
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	1 △ 1	事務量増による 業務効率化による
		総務	29	28		
		税務	7	8	△ 1 △ 1	業務効率化による 業務効率化による
		民生	9	9		
		衛生	12	12		
		農水	6	7		
		商工	5	6		
		土木	7	7		
	計	77	79		<参考> 人口1万当たり職員数 113 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 112 人)	
	教育部門	16	18			
消防部門						
小計	93	97		<参考> 人口1万当たり職員数 137 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 134 人)		
公営 企 業 計 等 部 門		6	6			
		9	9			
小計	15	15				
合 計		108	112		<参考> 人口1万当たり職員数 159 人	
		[176]	[176]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2 人	5 人	7 人	10 人	11 人	10 人	8 人	19 人	16 人	10 人	10 人	0 人	108 人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	令和4年	令和3年	令和2年	31年	30年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	77	79	78	81	80	80	▲3(96.3%)
教育	16	18	17	18	18	18	▲2(88.9%)
消防							(%)
普通会計	93	97	95	99	98	98	▲5(94.9%)
公営企業等会計	15	15	16	16	21	22	▲7(68.2%)
総合計	108	112	111	115	119	120	▲12(90.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 218,350	千円 18,585	千円 17,162	% 8.41	% 8.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,933千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和2年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和3年度	人 5	千円 16,188	千円 2,649	千円 4,540	千円 23,377	千円 4,675	千円 5,564

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

記載事項なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下仁田町	36.0 歳	269,800 円	389,617 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下仁田町		下仁田町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 908 千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,531 千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

下仁田町			下仁田町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)		
1人当たり平均支給額 千円 千円			1人当たり平均支給額 千円 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
支給対象地域なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		804 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		160,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)
危険手当	PAC及び次亜塩素酸ナトリウム取扱いに従事する職員		23 千円
待機手当	勤務時間外に自宅待機で緊急出動に備えて拘束される職員		781 千円
			左記職員に対する支給単価
			日額200円
			1回につき1,600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	490 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	98 千円
支給実績(令和2年度決算)	700 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	140 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母等6,500円 満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの 子5,000円加算	同	なし	266 千円	133,000 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額により最高28,000円	同	なし	480 千円	240,000 円
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤距離に応じて2,000円～31,600円	同	なし	320 千円	64,000 円
管理職手当	課長 51,800円 課長補佐 37,100円	同	なし	0 千円	0 円
初任給調整手当	浄水場及びガス供給所に主に勤務する者で採用時の年齢に応じて支給 20,000円～60,000円	異	一般行政職同手当なし	0 千円	0 円